

石綿障害予防規則の改正について

令和4年12月8日
静岡労働局 健康安全課

1

1. 静岡労働局における石綿対策

○主な取組みとして…

- ① 今後石綿使用建築物の解体工事の増加が見込まれることから、国は、令和2年に「石綿障害予防規則」を改正
- ② ①の改正石綿則の周知のため、静岡労働局は、自主点検を実施（全国的取組）
- ③ 災害復旧工事等を行う事業者を対象とした石綿則遵守の指導

3

本日お話ししたいこと

これからの石綿対策のポイント

1. 静岡労働局における石綿対策
2. 改正石綿則の概要
3. 事前調査等の注意点

2

NEXT : 「1. 静岡労働局における石綿対策」 →

①石綿則改正にともなう各種改正

- ① 令和2年10月1日から、改正大気汚染防止法とともに改正石綿障害予防規則が順次施行されました。
- ② 令和2年9月8日に「労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」が改正されました。
- ③ 令和3年3月に厚生労働省と環境省の連名で「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」が公開されました。

4

関係資料のQRコード



① 石綿障害予防規則の解説



② 労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針



③ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散防止対策徹底マニュアル

③ 災害復旧工事に対する取組

- 昨年7月1日からの豪雨による熱海市伊豆山地区を中心とした土石流災害について、**被災建物の解体工事**等が始まっている。
- **建設業労働災害防止協会**に対し**文書要請**

【要請内容】

- 土砂崩壊災害の防止
- 土石流災害の防止
- 道路等復旧工事における災害の防止
- 木造家屋等低層住宅の屋根等の改修工事における災害の防止
- がれきの処理作業、建築物の解体及び改修工事における安全対策及び**石綿ばく露の防止**
- 電気・通信工事における災害の防止
- ガス・水道復旧工事における災害の防止
- 熱中症の予防

- **静岡県**の関係部署とも連携し、**合同パトロール**を実施。

② 改正石綿則周知のための自主点検

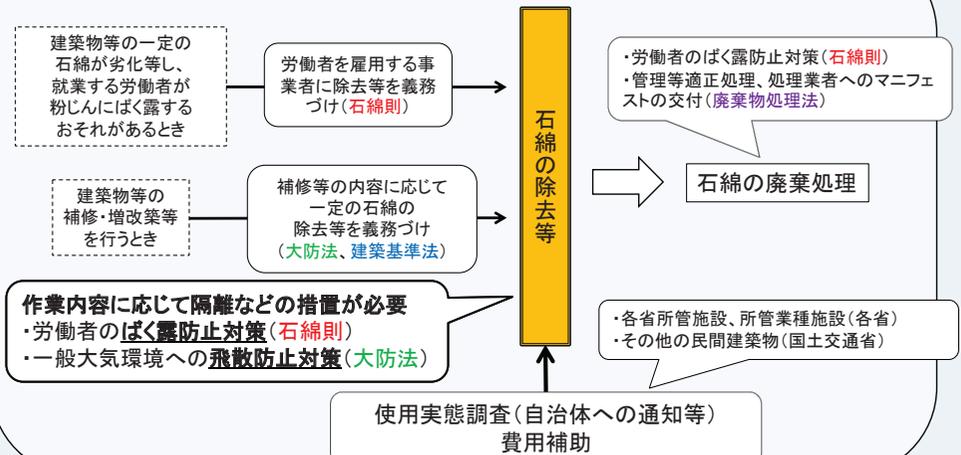
- 改正内容が複雑であること、過去の建設現場のパトロール等において、**石綿則の不備**（特に事前調査関係）が多くみられたことから、**建設業者を対象とした全国的な自主点検**を実施。
- 静岡県においては、対象の業者が**約14,000**存在する。
対象は、県に登録されている**建設業許可業者、解体業登録業者**。
- 対象が膨大であるため、3年に分けて実施予定。今年度は2年目（約7,500件）。

石綿対策の全体像

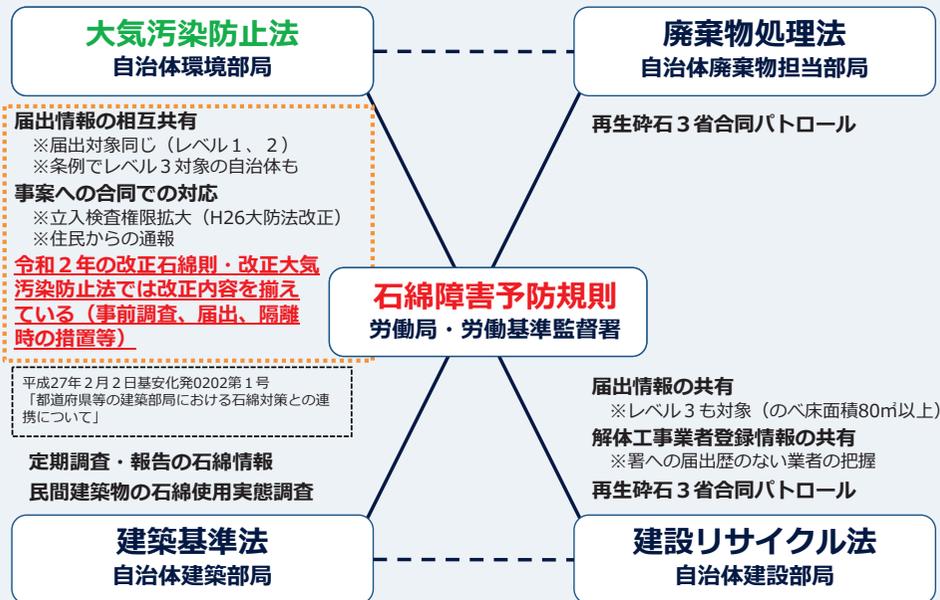
石綿は、製造、輸入、使用、譲渡、提供を禁止（**安衛法**）

ただし、現に使用されている物については、引き続き使用されている間（※）は、禁止の規定は適用されない。
（※）例えば建材として建物に組み込まれている状態

赤字…労働局が所管する法令



自治体との連携



①改正の背景となる総務省勧告

アスベスト対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告
 - 飛散・ばく露防止対策を中心として - （平成28年5月総務省）
 （抜粋）

今回、調査対象16県^(注)内で平成22年4月から27年7月までに行われた解体等工事であって、建築物等に使用されているレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材が事前調査で適切に把握されずに工事が開始された事例等を、新聞情報や県市及び労基署が把握している情報を基に調査したところ、該当するものが52件確認された。

（注）北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び熊本県の計16県。

（中略）

なお、52件のうち41件は、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われていない、いわゆる無届出による解体等工事であり、また29件（うち、無届出24件）は、アスベスト含有建材の使用が判明した後も、飛散・ばく露防止措置が適切に講じられないままアスベスト除去等作業が進められるなど、アスベストの飛散・ばく露が発生したおそれがあるものであった。

レベル3建材規制を実施している県市では、（中略）また、作業実施前の届出を義務付けている8県市のうち1県市では、当該届出のあった全ての工事現場に立入検査を行っており、（中略）届出のあった箇所以外にもレベル3建材が発見された、いわゆる届出漏れの割合が6割前後にも及んでおり（平成25年度は事前届出714件に対し400件（56%）、26年度は事前届出649件に対し407件（63%））、当該県市によると、こうした届出漏れは、事業者の知見不足のため、レベル3建材を的確に把握できていないことに起因しているものが多いとしている^(注)。

（注）上記1県市以外の7県市においても立入検査を行っているが、指導記録等が作成されていないため、作業実施基準の遵守や届出漏れ状況は把握できなかった。

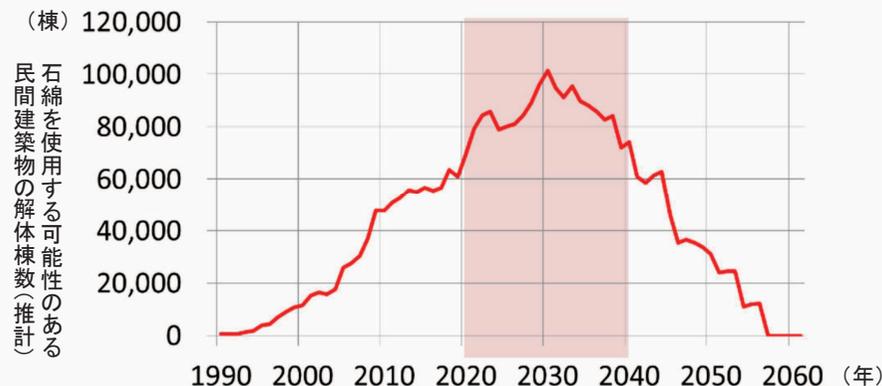
（参考）石綿規制改正の背景

○なぜまた石綿規制が強化されたのか

- ① 平成28年5月の総務省の調査で、事前調査不足、不適切な飛散・ばく露防止措置の実態が明らかになりました。
- ② 建築物の解体棟数がピークを迎えるのはこれからです。
- ③ 石綿関連疾患の全国の労災認定件数は毎年1,000件を超えています。

②石綿使用建築物の解体棟数（推計）

石綿を使用する可能性のある建築物の解体棟数はピークに向け、現在よりも、さらに増加していくと見込まれる



出典：社会資本整備審議会建築分科会 アスベスト対策部会（第5回）を一部改変
 ・対象建築物は0.1重量%以上のアスベストを含む可能性のある民間建築物
 ・建築物は、右表の耐用年数（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（平成20年財務省令第32号）による）で解体されるものと仮定した

耐用年数（年）	RC構造	住宅	
		事務所等	47
S造		住宅	34
		事務所等	38

③石綿関連疾患の例

石綿粉じんを吸入することにより、主に次のような健康障害が発生するおそれがあります。

■石綿肺

じん肺の一種で、石綿粉じんを吸入することによって起こる肺繊維症です。せき等の症状を認め、重症化すると呼吸機能が低下することがあります。

■肺がん

肺にできる悪性の腫瘍です。

■悪性中皮腫

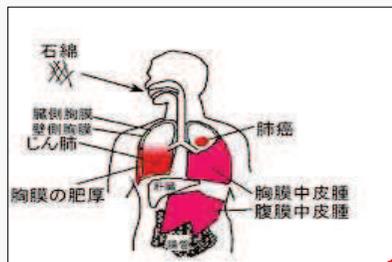
肺を取り囲む胸膜や、腹部臓器を囲む胸膜等にできる悪性の腫瘍です。

■良性石綿胸水

石綿ばく露によって生じる胸膜炎です。

■びまん性胸膜肥厚

臓側胸膜の病変で、壁側胸膜との癒着を伴う胸膜肥厚です。



13

2. 改正石綿則の概要



1 解体・改修工事開始前の調査

- 事前調査の方法の明確化（設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等）
- 石綿が含有されているとみなして措置を講じる場合は分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用
- 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設
- 事前調査及び分析調査の結果の記録等（記録項目の明確化、3年保存の義務化、作業場への記録の写しの備え付け義務化等）

2 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

- 計画届の対象拡大（作業届対象作業を計画届の対象に見直し）
- 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）

3 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

- 隔離・漏洩防止措置の強化（隔離解除前の除去完了確認、集じん・排気装置の設置場所等変更時の点検、作業中断時の負圧点検の義務化）

4 隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設

- けい酸カルシウム板1種を切断等する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）
- 仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）

5 その他の作業に係る措置の強化

- 石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等による除去の原則禁止）
- 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化（除じん性能を有する電動工具の使用等の発散抑制措置の努力義務化）

6 作業の記録

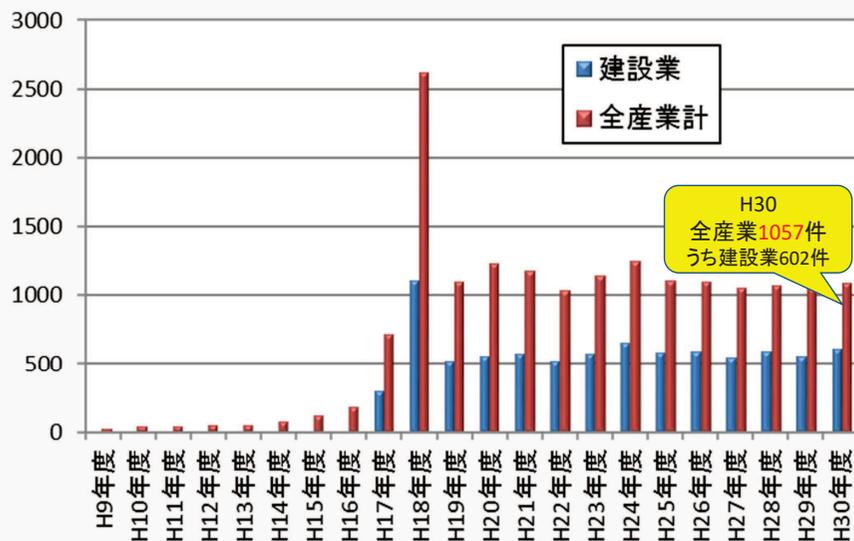
- 40年間の保存義務がある労働者ごとの作業の記録項目の追加（事前調査結果の概要及び作業実施状況等の記録の概要を追加）
- 作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化

7 発注者による配慮

- 事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に関する発注者の配慮義務化

15

③石綿関連疾患の労災補償状況の推移



注) 当該年度の支給決定件数であり、石綿肺を含む

14

NEXT: 「2. 改正石綿則の概要」 →

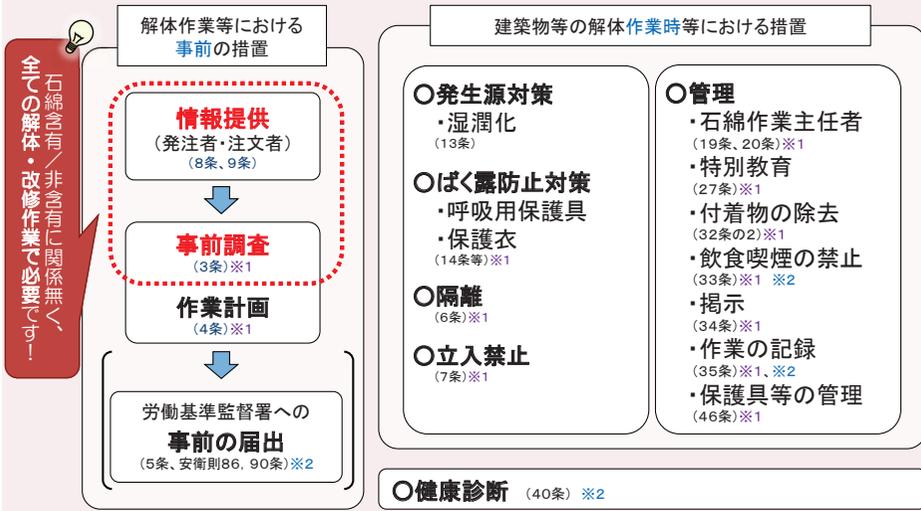
石綿障害予防規則等の改正状況

平成17年に石綿則を施行した後も、規制の見直しを重ねてきている

主な省令・告示等改正	
平成17年(2005)	石綿則制定（特定化学物質等障害予防規則から分離独立）
平成18年(2006)	安衛令改正、石綿等の製造等の全面禁止（石綿製品（0.1%超）の製造等の禁止／一部適用猶予）
平成21年(2009)	石綿則や特別教育教育規程を改正： ・石綿の事前調査の結果の掲示や負圧除じん装置の設置等の設置（H21.4.1～） ・鋼製の船舶を事前調査、作業計画等の規制対象に追加（H21.7.1～） ・教育内容に喫煙の影響を追加（H21.7.1～）
平成23年(2011)	石綿則を改正し、船舶解体における石綿の除去時は、作業届、隔離措置や電動ファン付き呼吸用保護具の着用を義務づけ（H23.8.1～）
平成24年(2012)	「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（安衛法に基づく大臣指針）を制定し、労働者の石綿ばく露防止措置の留意事項を公表（H24.5.9公表）
平成26年(2014)	・石綿則を改正し、排気口からの石綿漏えいの有無の確認、作業開始前に負圧に保たれているかの点検等を義務づけ（H26.6.1～） ・大臣指針を全部改正し、隔離措置などの技術的事項を充実（H26.3.31） ・電動ファン付き呼吸用保護具について規格への適合を義務づけ（H26.12.1～）

16

石綿障害予防規則の概要（建築物等の解体・改修作業）



罰則について： ※1 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ※2 50万円以下の罰金

1 解体・改修工事開始前の調査（第3条）

事前調査の方法の明確化

- 建築物・工作物・船舶の解体・改修の作業を行うときに義務づけられている石綿含有の有無の調査（事前調査）について、**全ての材料について、設計図書等の文書を確認するとともに、目視により確認しなければならない**こととする。
※設計図書等の文書がない場合は、この限りでないこととする。
※構造上目視が困難な場合は、目視が可能となったときに、事前調査を行わなければならないこととする。
- 対象物が☞のいずれかに該当する場合は、☞の調査方法によることで差し支えないこととする。

対象物	調査方法
過去に行った定期点検や定期修理等の記録などですでに改正後の石綿則で求める事前調査に相当する事前調査が行われている建築物・工作物・船舶	当該相当する調査の結果の記録を確認（※）
シップリサイクル法に基づく有害物質一覧表確認証書（又は相当する証書）の交付を受けている船舶	有害物質一覧表を確認
平成18年9月1日以降に着工した建築物・工作物・船舶（日本国内で着工したものに限り）又は同日以降に輸入された船舶	当該着工日等を設計図書等で確認
平成18年9月1日以降に着工された工作物又は潜水艦であって、平成18年9月1日以降も製造・使用等の禁止が猶予されていたガasket又はグランドパッキンが、禁止日以降に設置されたもの	当該ガasket又はグランドパッキンの設置日を設計図書等で確認

※ 令和5年10月1日以降着工の工事の場合は、事前調査者資格を持った者が行った事前調査結果でないと無効。

分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用

- 事前調査を行ったにもかかわらず、石綿等の使用の有無が明らかにならなかった場合は、分析による調査を行うことが義務となっているが、**石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法令に基づく措置を講じれば、分析による調査は行わなくてもよいとする規定について、吹付け材についても適用することとする。**

令和2年7月1日公布：石綿障害予防規則等の改正のポイント

※レベル1～3という表現は、法令や行政通達の規定はないが、建設業界での一般的な呼称となっており、行政のパンフレットでも使用している。

改正前		改正後 ※下線部分が改正内容	
レベル1 石綿含有吹付け材 	計画届 ※十四日前 事前調査 作業計画 掲示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断	レベル1 石綿含有吹付け材 レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材 レベル3 スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材 	事前調査 ※調査方法を明確化 資格による調査 調査結果の3年保存・現場への備え付け 作業計画 作業状況等の写真等による記録・3年保存 掲示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断 負任隔離 集じん・排気装置の初回時点検 作業開始前の負任点検等 事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事）が対象 けい酸カルシウム板1種等（破砕時） 仕上げ塗材（電動工具での除去時） 隔離 ※負任は不要

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
 ※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等）に使用）：レベル1・2（ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い）

事前調査を行う者の要件の新設

- **建築物の事前調査は、適切に事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない**こととする。

<石綿障害予防規則第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和2年厚生労働省告示第276号）>
 厚生労働大臣が定める者は☞のとおりとする。

- (1) 建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く） ※建築物石綿含有建材調査者講習登録規程登録規程※に規定する**一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者**又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

- [一般建築物石綿含有建材調査者講習の内容と講習時間]
 ①建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識①（1時間）
 ※労働安全衛生法その他関係法令、石綿関連疾患等
 ②建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識②（1時間）
 ※大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令、リスクコミュニケーション等
 ③石綿含有建材の建築図面調査（4時間）
 ④現地調査の実際と留意点（4時間）
 ⑤建築物石綿含有建材調査報告書の作成（1時間）

- (2) 一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部
 上記(1)の者及び登録規程※に規定する**一戸建て等石綿含有建材調査者**

- [一戸建て等石綿含有建材調査者講習の内容と講習時間]
 ①建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識①（1時間）
 ②建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識②（1時間）
 ③戸建て住宅及び共同住宅の専有部分における石綿含有建材の調査（1時間）
 ④現地調査の実際と留意点（3時間）
 ⑤建築物石綿含有建材調査報告書の作成（1時間）



分析調査を行う者の要件の新設

- **分析調査は、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない**こととする。

<石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和2年厚生労働省告示第277号）>

厚生労働大臣が定める者は、①から③までに關する所定の学科講習及び分析の実施方法に關する所定の実技講習を受講し、修了検査に合格した者又は同等以上の知識及び技能を有すると認められる者とする。

- ①分析の意義及び関係法令（0.75時間）
- ②鉱物及び石綿含有材料等に関する基礎知識（3時間）
- ③分析方法の原理と分析機器の取扱方法（3時間）

事前調査及び分析調査の結果の記録等

- **事前調査又は分析調査を行ったときは、④の事項の記録を作成し、写しを作業場に備え付けるとともに、調査を終了した日から3年間保存**しなければならないこととする。

- ・事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要
- ・調査終了日、調査対象の建築物等の着工日等、調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造
- ・事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）
- ・事前調査の方法（分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む）
- ・事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む）及び石綿等が使用されていないと判断した材料は、その判断の根拠
- ・目視による確認が困難な材料の有無及び場所

○法定様式はありませんが、様式例はJATI協会が公開しているもの等があります。

21

解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（第4条の2）

- **④のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子届により、事前調査の結果等を労働基準監督署に届け出なければならない**こととする。 ※紙での届出も可

<届出が必要な工事>

- ① **解体工事部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事**
- ② **請負金額が100万円以上である特定の工作物の解体工事**
- ③ **請負金額が100万円以上である建築物又は特定の工作物の改修工事**

<届出事項> ※紙で届け出る場合の届出イメージは次ページのとおり

- ・事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要、調査終了日
- ・工事の実施期間
- ・上記①の工事の場合は床面積の合計、上記②又は③の工事の場合は請負代金の額
- ・建築物、工作物又は船舶の構造、調査部分、調査方法、石綿等の使用の有無（無の場合の判断根拠）の概要
- ・調査を行った者の氏名・証明書類の概要（建築物の場合に限る）
- ・石綿作業主任者の氏名（石綿等が使用されている場合に限る）

<留意事項>

- ・解体工事又は改修工事を、同一の事業者が2以上の契約に分割して請け負う場合は、これを1の契約で請け負ったものとみなして適用することとする。
- ・同一工事を複数事業者が請け負っている場合は、元請事業者がまとめて届け出なければならないこととする。

<石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第278号）>

届出が必要な特定の工作物（石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるもの）は④のものとする。

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー及び压力容器、配管設備、焼却設備、煙突、貯蔵設備（穀物を貯蔵用を除く。）
- ・発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、変電設備、配電設備及び送電設備（ケーブルを含む。）、
- ・トンネルの天井板、プラットフォームの上家、遮音壁、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ・軽量盛土保護パネル

23

2 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

計画届の対象拡大（労働安全衛生規則第90条）

- **④の仕事について、新たに労働安全衛生法第88条第3項に基づく計画届の対象**とする。

- ① 耐火建築物・準耐火建築物に吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
- ② 耐火建築物・準耐火建築物以外の建築物、工作物、船舶に吹き付けられている石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
- ③ 建築物、工作物、船舶に張り付けられている石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

<改正前>

	建築物、工作物、船舶	うち耐火建築物・準耐火建築物
吹き付けられている石綿等の除去	作業届	計画届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み	作業届	作業届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み	作業届	作業届

<改正後>

	建築物、工作物、船舶	うち耐火建築物・準耐火建築物
吹き付けられている石綿等の除去	計画届	計画届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み	計画届	計画届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み	計画届	計画届

22

3 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

隔離・漏洩防止措置の強化（第6条）

- 吹付石綿、石綿含有保温材等の除去等の作業を行う場合に義務づけられている措置のうち、隔離空間に係る集じん・排気装置の点検や負圧の点検について、④のとおりとする。

<集じん・排気装置の点検>

- ・集じん・排気装置の設置場所を変更したときその他集じん・排気装置に変更を加えたときは、排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検しなければならないこととする。

<負圧の点検>

- ・作業を中断したときは、前室が負圧に保たれていることを点検しなければならないこととする。

- 石綿等に関する知識を有する者が**石綿等の除去が完了したことを確認したあとでなければ、隔離を解いてはならない**こととする。

4 隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設

けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設（第6条の2）

- 石綿含有成形品のうち、**けい酸カルシウム板第1種を切断等の方法により除去する作業を行う時は、作業場所をビニルシート等で隔離し、常時湿潤な状態に保たなければならない**こととする。

※特に石綿等の粉じんが飛散しやすいものとして、<石綿障害予防規則第6条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第279号）>において、けい酸カルシウム板第1種を規定している。

仕上げ塗材を電動工具を用いて除去する場合の措置の新設（第6条の3）

- **石綿を含有する仕上げ塗材を電動工具を用いて除去する作業を行う時は、作業場所をビニルシート等で隔離し、常時湿潤な状態に保たなければならない**こととする。

24

5 その他の作業に係る措置の強化

石綿含有成形品に対する措置の強化（第6条の2）

- 石綿含有成形品を除去する作業においては、技術上困難なときを除き、**切断等以外の方法により作業を実施しなければならない**こととする。

湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化（第13条）

- 石綿等を湿潤な状態にすることが著しく困難な場合について、**除じん性能を有する電動工具を用いる等、石綿の発散を抑制する措置を講じるよう努めなければならない**こととする。

6 作業の記録

労働者ごとの作業の記録項目の追加（第35条）

- 石綿等の取扱い作業に従事する労働者について、作業に従事しないこととなった日から40年間の保存が義務づけられている記録の項目として、**事前調査の結果の概要及び作業の実施状況の記録の概要を加える**。

作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化（第35条の2）

- 石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体・改修作業を行ったときは、**作業計画に基づく作業の実施状況を写真等により記録するとともに、従事労働者の氏名、従事期間等を記録し、3年間保存しなければならない**こととする。

7 発注者による配慮（第8条）

- 建築物、工作物又は船舶の解体・改修作業を行う仕事の**発注者は、当該仕事の請負人による事前調査及び作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるように配慮しなければならない**こととする。

25

3. 事前調査等の注意点

○問合せや不備の多い事例

- 石綿作業主任者の話**
 - 石綿含有みなしの解体・改修工事でも**作業主任者の選任が必要です**。
 - 石綿含有建材（みなし含む）を取り扱うそれぞれの業者に**作業主任者の選任が必要です**。
- 事前調査者講習の話**
 - 建築物・工作物の解体・改修工事には、**以前から、全て**に対して事前調査が必要です。
 - 建築物の文書&目視による事前調査の場合は、**来年10月以降**、資格者が必要です。
- 事前調査の費用は誰が負担するのか？**

27

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	7月	10月	4月	4月	4月	10月		
事前調査方法の明確化		周知	令和3年4月施行					
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用		周知	令和3年4月施行					
事前調査・分析調査を行う者の要件新設		周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）					令和5年10月施行	
事前調査及び分析調査結果の記録等		周知	令和3年4月施行					
計画届の対象拡大		周知	令和3年4月施行					
解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設		周知、電子届出システムの開発		令和4年4月施行				
負圧隔離を要する作業に係る措置の強化		周知	令和3年4月施行					
けい酸カルシウム板1種を切断等する場合の措置の新設		周知	令和2年10月施行					
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設		周知	令和3年4月施行					
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）		周知	令和2年10月施行					
労働者ごとの作業の記録項目の追加		周知	令和3年4月施行					
作業実施状況の写真等による記録の義務化		周知	令和3年4月施行					
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮		周知	令和3年4月施行					

26

NEXT: 「3. 事前調査等の注意点」 →

② 事前調査関係で厚生労働省が作成したポスター

その工事、**「石綿」が含まれていませんか？**

石綿（アスベスト）の有無の「事前調査結果の報告」が義務化
全ての建築物、特定の工作物の一定規模以上の解体・改修工事は、2022年4月1日竣工の工事から原則全数が報告対象となります。

報告用Webシステムをご活用ください
[QRコード]

工事発注者・個人の皆さまへ
[QRコード]

石綿調査結果報告システム

（調査方法は色々ありますが…）

事前調査は…

- 建築物・工作物
- 解体・改修工事

の全てに対して必要！

28

建物の解体・リフォーム・改造・補修工事をお考え(案) **アスベスト**

その工事、**石綿が含まれているかも知れません!**

- 2006年(平成18年)9月1日より前に施工されたものは、石綿が使用されている可能性があります。
- 石綿は、肺がんや中皮腫などの原因になります。

↓

工事前に、石綿使用の有無の「事前調査」が義務付けられています!

※事前調査は、工事により発生する石綿を事前に検出する目的で行います。必ずしも「石綿が検出された」という結果が出るわけではありません。

● 施工業者を選ぶときは、次の確認をしてください。

- 仮見積の段階で、事前調査費用が計上されていること
- 本見積(事前調査後)の段階で、石綿事前調査結果報告書による説明があるかなど...

● 施工業者に、次の協力・配慮をお願いします。

- 事前調査に必要な費用・工期を確保すること
- 設計図書等の書類を提供すること

詳しくは...

- ① 石綿ポータルサイト
- ② 環境省ホームページをご覧ください。

静岡県労働局 静岡県 静岡市 浜松市 沼津市 富士市

③事前調査の費用は誰が負担するのか?

⇒法律上、「発注者は、適正な費用負担に協力すること」となっています。

●そのため、事前調査の実施には発注者の理解が不可欠です。

●現在、自治体と連名で、発注者に説明するときを使用できる資料を作成しています。

事前調査報告システム“あるある” その2



●事前調査を実施した者の「氏名」欄に、会社名が入力されている。
⇒事前調査者の個人名を入力します。

●解体なのに床面積が入っていない/改修なのに請負金額が入っていない。
⇒それぞれ、床面積/請負金額の入力をお願いします。

●「作業時の措置」欄の☑が1つしか入っていない。
⇒建材の種類や工法により、法令上複数の措置が必要になります。(☑は複数入れられます)

事前調査報告システム“あるある” その1



●建築物・工作物の工事なのに、「大気汚染防止法」に☑が入っていない。
⇒大気汚染防止法にも☑が必要とさせていただいて間違いありません。

●「新築工事の着工日」欄に、今回工事の着手日が入力されている。
⇒今回工事の対象となる既存建物の建築された日を入力します。

●「代表者指名」欄に、担当者の名前が入っている。
⇒事業者(法人の場合は会社を指します)の代表者名(社長名など)を記入します。

まとめ

本日お話をさせていただいたこと

1. 静岡労働局における石綿規制
○事業者に対する周知、指導、関係機関との連携等引き続き行っていきます。
2. 改正石綿則の概要
○とくに、事前調査に関する事柄について規制が強化されています。
3. 事前調査等の注意点
○建材全てに調査が必要です。適正な実施のために発注者の理解が必要です。

～最後までご清聴いただきありがとうございました～